



熊本県公報

第 1 2 3 6 8 号

平成 26 年 11 月 14 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 14
○道路の区域変更	(道路保全課) 16
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 16
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 17
公 告	
○熊本都市計画道路(刈草薄場線)の変更(熊本市決定)	(都市計画課) 17
○熊本都市計画公園(新大江三丁目公園)の変更(熊本市決定)	(") 17
○熊本都市計画地区計画(出水7丁目地区地区計画)の決定(熊本市決定)	(") 17
○熊本都市計画下水道の変更(熊本市決定)	(") 17
○公共測量の実施	(監理課) 17
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農地・農業振興課) 18
○道路の位置指定	(建築課) 18
○公共測量の実施	(監理課) 18
○公共測量の実施	(") 18
登 載 依 頼	
○博物館の変更登録	(文化課) 19
○平成26年度第1回熊本県文化振興審議会の開催	(熊本県文化振興審議会) 19
正 誤	
○平成26年10月31日熊本県公告第592号(農用地利用配分計画の認可)中	(農地・農業振興課) 19

告 示

熊本県告示第1086号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町大見口字関所996番、字積前98番12
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1087号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 淵浦（下）（209-1-003）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚、須口
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 鬼塚（209-1-004）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地
天草市牛深町鬼塚
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 岡（209-1-005）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡三、岡四、鬼塚
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 諏訪（209-1-007）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

5 新久玉第一-1（209-1-008-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二、吉田一
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

6 新久玉第一-2（209-1-008-2）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二、吉田一
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

7 新久玉第二（209-1-009）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、吉田二
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 里 (下) (532-1-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 崎津 (上) - 1 (533-1-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町崎津
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 崎津 (上) - 2 (533-1-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町崎津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 吉田 (B) - 1 (209-1-033-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 吉田 (B) - 2 (209-1-033-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 新久玉 - 1 (209-1-035-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 新久玉-2 (209-1-035-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 新久玉-3 (209-1-035-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 新久玉6-1 (209-1-037-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 新久玉6-2 (209-1-037-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 新久玉6-3 (209-1-037-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 牛深警察署上-1 (209-1-038-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二、牛深町岡東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 牛深警察署上-2 (209-1-038-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 鬼塚2-1 (209-1-041-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡三、岡四
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 鬼塚2-2 (209-1-041-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡三、岡四
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 舟津加世浦-1 (209-1-043-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 舟津加世浦-2 (209-1-043-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 舟津加世浦-3 (209-1-043-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 舟津加世浦-4 (209-1-043-4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦、宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 27 舟津加世浦-5 (209-1-043-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 28 舟津加世浦-6 (209-1-043-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 29 舟津加世浦-7 (209-1-043-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦、真浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 30 舟津加世浦-8 (209-1-043-8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町真浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 31 舟津加世浦-9 (209-1-043-9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町真浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 32 舟津加世浦-10 (209-1-043-10)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町真浦、船津

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 3 後浜-1 (209-1-061-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 4 後浜-2 (209-1-061-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 後浜-3 (209-1-061-3)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎、加世浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 後浜-4 (209-1-061-4)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎、加世浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 7 後浜-5 (209-1-061-5)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦、宮崎

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 8 後浜-6 (209-1-061-6)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 後浜-7 (209-1-061-7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町加世浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 宮崎 (209-1-062)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎、鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 鬼塚3 (209-1-063)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 鬼塚4 (209-1-064)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 鬼塚-1 (209-1-065-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 鬼塚-2 (209-1-065-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 鬼塚-3（209-1-065-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 鬼塚-4（209-1-065-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 鬼塚5（209-1-066）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 えびす憩いの広場上1（209-1-070）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 新久玉（B）-1（209-1-092-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東、久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 新久玉（B）-2（209-1-092-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 多目的公園横(209-1-098)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚、岡三
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 新久玉4-1(209-1-003(人)-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、吉田二
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 新久玉4-2(209-1-003(人)-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 新久玉4-3(209-1-003(人)-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 岡東2(209-1-004(人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 新久玉1(209-2-096)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 57 新久玉2 (209-2-097)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 新久玉3 (209-2-098)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 岡東1 (209-2-099)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 岡東3 (209-2-100)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 岡東4 (209-2-101)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 鬼塚1-1 (209-2-103-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡三
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 鬼塚1-2 (209-2-103-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市牛深町岡三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 えびす憩いの広場上2(209-2-104)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 牛深八幡宮北(209-2-121)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町宮崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 えびす憩いの広場上(B)(209-2-127)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 井出迫(209-2-129)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 うしぶか公園上(209-3-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町鬼塚、岡三
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 中田2-1(529-1-040-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市新和町中田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 中田 2-2 (529-1-040-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市新和町中田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 里 1 (532-1-041-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 里 2 (532-1-041-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 里 3 (532-1-041-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 里 4 (532-1-041-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 里 5 (532-1-041-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町大江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1088号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
風の森 合志市御代志1600番 13	メディカルジャパンクス 株式会社 合志市御代志1600番 13 前田 公朗	就労継続支援A型	平成26年1 1月7日

熊本県告示第1089号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 浦小松川1-1（211-1-039-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市長浜町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 浦小松川1-2（211-1-039-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市長浜町
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 浦小松川1-3（211-1-039-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市長浜町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 浦小松川2（211-1-040）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市長浜町、上網田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 5 引の花川(211-1-041)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 6 上開拓川(211-1-042)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 7 田平川(211-2-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 8 新地1-1(211-1-021-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 9 新地1-2(211-1-021-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 10 新地1-3(211-1-021-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上綱田町、下綱田町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 1 1 引の花-1（211-2-017-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上網田町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 1 2 引の花-2（211-2-017-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上網田町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- 1 3 際崎下1（211-3-008）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市上網田町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町辺田見 491番1地先から	前	8.7 ～ 15.4	26.0	防安交
		同所 487番2地先まで	後	8.7 ～ 14.6		

2 区域を変更する期日 平成26年11月14日

熊本県告示第1091号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ごらく	ごらく訪問介護事業所	上益城郡益城町 大字赤井278番地	平成26年 11月10日	訪問介護

熊本県告示第1092号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ごらく	ごらく訪問介護事業所	上益城郡益城町 大字赤井278番地	平成26年 11月10日	介護予防訪問介護

公 告

熊本県公告第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（刈草薄場線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園（新大江三丁目公園）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（出水7丁目地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成26年9月27日から 平成27年3月16日まで	玉名郡（一部）

熊本県公告第615号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成26年11月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山口 功登	葦北郡津奈木町大字岩城	葦北郡津奈木町大字福浜字松岡4345番2

- 2 申請年月日
平成26年10月29日

熊本県公告第616号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字大津1438番地9
- 2 築造者の氏名 有限会社アイビー土地
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字新字古屋敷284番27
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.97メートル
- 6 指定年月日 平成26年10月29日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第121号

熊本県公告第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市基準点の設置）	平成26年10月30日から 平成27年2月27日まで	山鹿市上吉田地内外

熊本県公告第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊池市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真測量）	平成26年10月30日から 平成27年3月25日まで	菊池市

登載依頼

熊本県教育委員会告示第12号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号）第7条第1項の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更登録した。

平成26年11月14日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

設置者の名称 施設名	変更があった事項	変更前	変更後
御船町 御船町恐竜博物館	所在地	上益城郡御船町大字御船 995-3	上益城郡御船町大字御船 995番地の6

熊本県文化振興審議会公告第1号

平成26年度第1回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。

平成26年11月14日

熊本県文化振興審議会 会長 三浦 信之

- 1 開催日時
平成26年11月18日（火）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 県の文化振興施策について（報告）
(2) 第25回「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課文化振興班）
（電話096-333-2154）

正 誤

平成26年10月31日熊本県公告第592号（農用地利用配分計画の認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
58	49	平成26年10月31日	平成26年10月24日